

災害発生時の連携

「陸上自衛隊第13旅団と西日本高速道路株式会社中国支社との災害発生時の連携に関する確認書」

～ 災害対策の適正・円滑な遂行に向けて ～



平成25年6月7日

陸上自衛隊第13旅団
西日本高速道路株式会社中国支社

1. 確認書の概要

○確認書の名称

「陸上自衛隊第13旅団と西日本高速道路株式会社中国支社との災害発生時の連携に関する確認書」

○確認書の締結者

(1)陸上自衛隊第13旅団長	掛川 壽一
(2)西日本高速道路株式会社中国支社長	角田 直行

○目的

平成24年3月22日に締結した、「陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」及び「原協定の解釈覚書」に関し、陸上自衛隊第13旅団の部隊行動範囲と西日本高速道路株式会社中国支社が管理する高速道路における具体的な運用について必要な事項を定め、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図る。

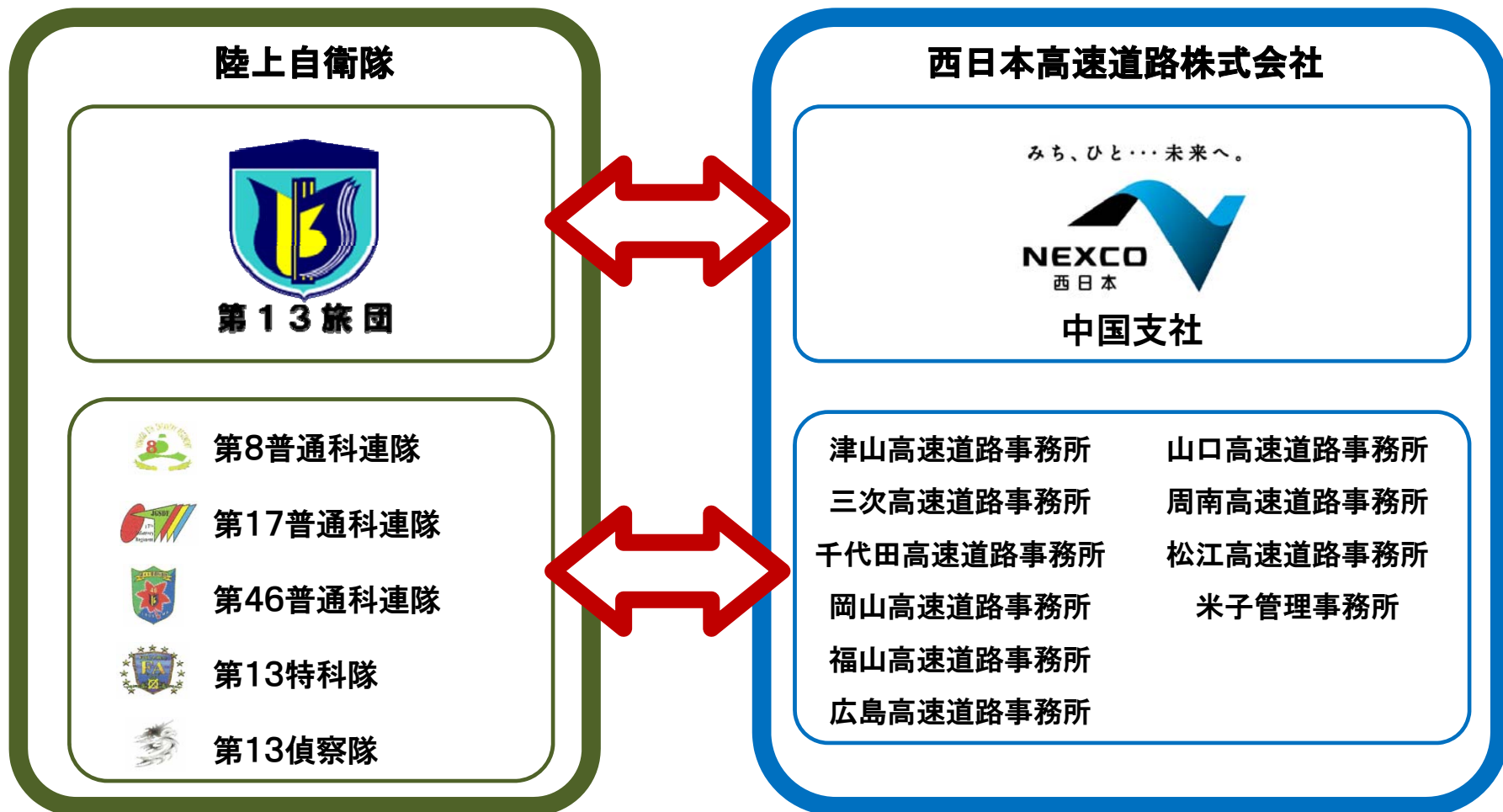
注)以下、「陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」を「原協定」、「原協定の解釈覚書」を「解釈覚書」という。

1. 確認書の概要

○確認書の内容

(1)災害発生時の連絡態勢の確立<<原協定第3条第2項関連>>

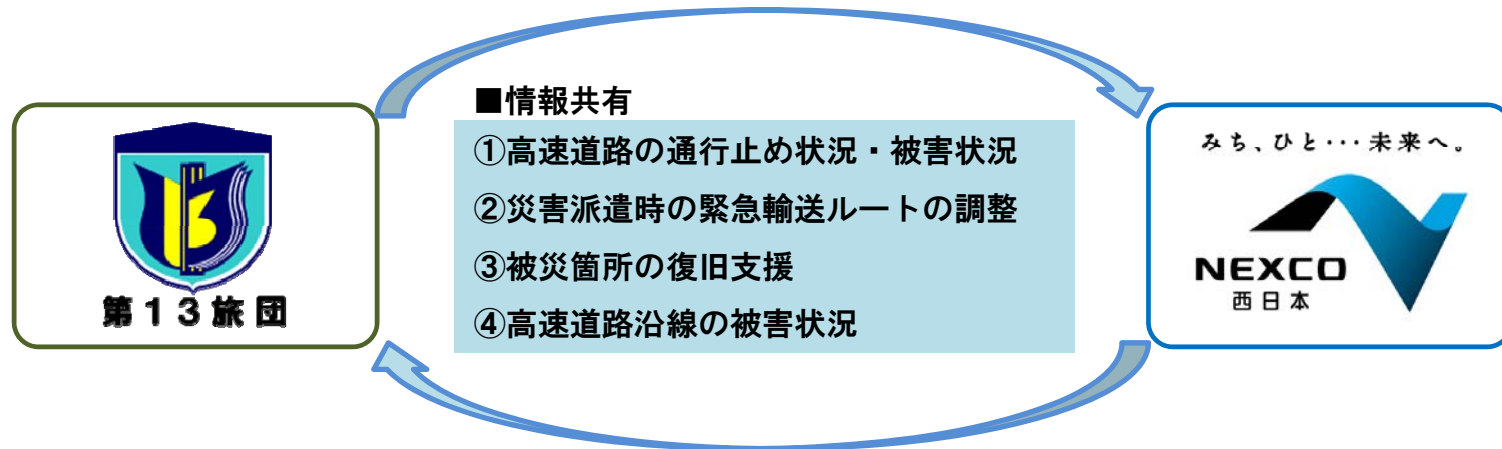
連絡態勢のイメージ



1. 確認書の概要

(2) 被害情報の提供方法《原協定第4条(1)関連》

- ・連絡員(リエゾン)の相互派遣
- ・情報共有可能な通信システム等を構築



(3) 第13旅団の緊急通行車両の通行《原協定第4条(2)関連》

- ・第13旅団が高速道路通行止め区間を緊急通行する場合の手続きを確認



1. 確認書の概要

(4) 高速道路の緊急開口部の活用《原協定第4条(2)関連》

- ・緊急を要する場合は、緊急開口部の開放作業を第13旅団で実施できることを確認



緊急開口部(約100箇所)

(5) 第13旅団の救援活動に必要となる高速道路の緊急復旧《原協定第4条(3)関連》

- ・第13旅団が自らの通行のため、高速道路及び施設を緊急復旧する場合の
手続きを確認



陸上自衛隊保有の施設器材

1. 確認書の概要

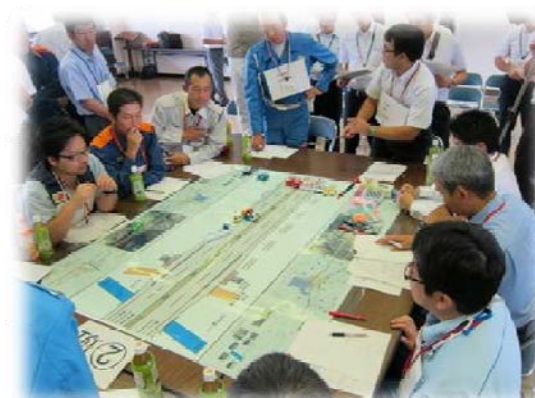
(6) 高速道路の復旧協力の要請《解釈覚書2(2)関連》

・NEXCOが、第13旅団に高速道路及び施設の復旧協力を要請する場合の
手続きを確認

(7) 訓練の実施《原協定第5条関連》



緊急通行訓練



関係機関との図上訓練

(8) 定期的な会議の実施《原協定第6条関連》

2. 中部方面隊とNEXCOとの協定

■陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定（締結日:H24.3.22）

<p>陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定</p> <p>陸上自衛隊中部方面隊 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	<p>陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定</p> <p>(目的) 第1条 この協定（以下、「本協定」という。）は、陸上自衛隊中部方面隊（以下、「甲」という。）並びに中日本高速道路株式会社（以下、「乙」という。）及び西日本高速道路株式会社（以下、「丙」という。）が、災害発生時の相互協力における円滑な連携を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本協定において使用する用語の定義は以下に定めることとする。 (1)「災害」とは、災害対策基本法第3条第1項に該当する災害をいう。 (2)「災害対策連絡員」とは、甲に対し自衛隊法第3条第1項に基づき災害対策を要請した府県知事その他の総務令で定める者をいう。 (3)「甲の部隊行動地域」とは、東海地方（静岡県を除く）、北陸地方、近畿地方、中国地方及び四国地方をいう。 (4)「被害情報」とは、甲、乙及び丙（以下「3者」という。）が保有する、甲の部隊行動地域における被災地域の被害状況及び道路状況に関する情報（即座情報を含む。）をいう。 (5)「緊急要請」とは、災害により生じた構造物等について、その構造物等が持つ本協定機能を喪失する危険をいう。 (6)「連携訓練」とは、本協定に定める内容及び災害発生時に円滑に行い得ることを確認するための訓練をいう。 (7)「調整会議」とは、本協定に定める内容及び災害発生時に円滑に行い得ることを確認するとともに、定期的な調整をより効果的なものとするため、さらには協定内容の修正等を協議する等の会議をいう。</p> <p>(災害発生時の連携態勢の確立) 第3条 3者は、甲の部隊行動地域において災害が発生した場合、十分な情報を共有しうる連携態勢を確立させ、相互に協力し被害情報の共有化を図ることとする。 2 前項に基づき確立する連携態勢の具体的な内容は、3者協議の上で決定することとする。</p> <p>(災害発生時における相互協力) 第4条 乙の各年に掲げるものは、甲が災害対応を実施するに際し、相互に協力を必要と判断した場合は、当該各号に定める相互協力を、災害対策連絡員の要請を介さず、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。 (1) 被害情報の提供</p>	<p>(2) 乙又は丙：甲の救護活動に必要な、乙又は丙の施設、警備、資機材、物資、通信回線を提供すること。並びに高速道路通行止め区域及び緊急出口路を活用した甲の緊急通行車両を通行させること。 (3) 甲：甲の救護活動に必要な、乙又は丙の道路、施設を緊急復旧すること。 (4) その他被災地域の救護活動に必要な要と認められる事項</p> <p>(訓練の実施) 第5条 連携訓練は、3者協議の上、年1回以上実施することを原則とする。 2 訓練内容等については、3者協議の上、決定するものとする。</p> <p>(災害時の会議の実施) 第6条 定期的な調整会議を3者協議の上、年1回以上実施することを原則とする。</p> <p>(情報管理の取組) 第7条 3者は、本協定に基づいて知り得た情報については、会社の情報を除き、3者協議の上、情報の取扱いを協議するものとする。ただし、事前に3者が当該情報の開示について合意した場合は除く。</p> <p>(協定の有効期間) 第8条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3ヶ月前までに3者がいずれからも変更又は中止の申し出がないときは、本協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様のものとする。</p> <p>(対応窓口) 第9条 本協定の運用に係る事項についての対応窓口は、下記に定める通りとする。 甲：陸上自衛隊中部方面隊 防衛部 防衛課 運用課 乙：中日本高速道路株式会社 総務・サービス事業本部 企画総務チーム 丙：西日本高速道路株式会社 総務・サービス事業本部 保安サービス事業課 危機管理防災課</p> <p>(その他) 第10条 本協定は三通作成し、3者それぞれ署名の上、各一通を保管するものとする。 2 本協定の運用に係る取組と必要な事項は、3者の合意により別途調整作業を作成し保管する。 3 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定の内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その取扱3者協議の上、必要な事項について定めるものとする。</p> <p>平成24年3月22日</p> <p>甲 陸上自衛隊 中部方面隊 中部方面隊長 陸尉 荒川 龍一郎</p> <p>乙 中日本高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 金子 剛一</p> <p>丙 西日本高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 西村 英彦</p>	<p>陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定</p> <p>陸上自衛隊中部方面隊 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>
--	---	--	--



3. 確認書の範囲



3. 確認書の範囲

